

群馬県スポーツ選手海外派遣交付金要綱

(趣 旨)

第1条 群馬県スポーツの競技力の向上を図るため、群馬県スポーツ選手が海外競技会に参加したときに、群馬県スポーツ選手海外派遣交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

この交付金交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象及び交付額)

第2条 この交付金の対象となる国際大会は、次の各号のいずれかに該当する大会とする。

(1) オリンピック、パラリンピック、デフリンピック

(2) スペシャルオリンピックス

(3) 世界選手権大会、アジア大会

2 交付金の額は、選手1人につき次の金額とする。但し、特に必要があると認められるときは、この金額を超えて交付することができる。

(1) オリンピック、パラリンピック、デフリンピック 50,000円

(2) スペシャルオリンピックス 30,000円

(3) 世界選手権大会、アジア大会 20,000円

(交付申請書の提出)

第3条 当該競技団体会長は、この交付金を受けようとするときには、群馬県スポーツ選手海外派遣交付金申請書（別記様式第1号）を群馬県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。ただし、競技団体に選手登録をしていない障害者スポーツ選手については、交付対象となる当該選手が申請をすることができる。

(交付の決定及び通知)

第4条 知事は、前条の規定による交付申請があった場合には、審査の上、交付決定を行い、交付決定通知書を当該競技団体会長又は当該選手に送付するものとする。

(概算払申請)

第5条 当該競技団体会長又は当該選手は、概算払による交付を受けようとするときは、群馬県スポーツ選手海外派遣交付金概算払申請書（別記様式第2号）により、知事に申請しなければならない。

(実績報告)

第6条 当該競技団体会長又は当該選手は、競技会が終了後、その日から1ヶ月を経過した日までに、群馬県スポーツ選手海外派遣実績報告書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、前条の実績報告を受けた場合には、実績報告書の審査並びに補助事業の実施結果が交付金交付目的に適合すると認めた場合には、交付金の額を確定し、当該競技団体会長又は当該選手に通知する。

(証拠書類の提出)

第8条 当該競技団体会長が交付を受けた場合には、知事が定める日までに、当該選手に支払ったことを証する書類を提出しなければならない。

(その他)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助事業の遂行に関する必要事項は、知事が別に指示する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 群馬県スポーツ選手海外派遣交付金交付要綱（昭和59年6月8日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。